

小矢部市条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、小矢部市における公共工事の入札において、受注意欲のある業者の入札参加への機会を確保するとともに、透明性、公平性及び競争性を高めるため、条件付き一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による入札をいう。以下同じ。）を実施することに関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 条件付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、設計額が500万円以上の建設工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合又は特殊又は高度な技術等特別な条件が必要と認められる場合は、この限りでない。

(入札参加資格)

第3条 条件付き一般競争入札に参加できる資格（以下「入札参加資格」という。）を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 小矢部市の入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次条の規定による公告の日から条件付き一般競争入札の執行日までの期間において、小矢部市建設工事等指名停止要領（平成10年3月30日市長決裁）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 対象工事において、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の2に規定する現場代理人及び同法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できる者であること。
- (5) 対象工事ごとに定める次に掲げる要件を満たす者であること。

ア 営業所の所在地に関すること。

イ 有資格者名簿における工種別の等級又は経営事項審査結果通知書の総合評定値に関すること。

ウ その他工事ごとに定める要件を満たす者であること。

(入札の公告)

第4条 条件付き一般競争入札を実施する場合は、当該工事に係る工事名、工事場所、工

事概要、工事期限、入札参加資格要件等を公告する。

2 公告の内容は、小矢部市ホームページにおいて縦覧に供する。

(設計図書の配布等)

第5条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、設計図書を小矢部市ホームページからダウンロードすることにより取得するものとする。

(入札の方法等)

第6条 条件付き一般競争入札の入札方法は、期間入札とし、その手続は、別に定める。

2 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 入札書

(2) 積算内訳書

(3) その他第4条の規定による公告において定める書類

(入札参加資格の審査)

第7条 入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、入札の執行後に行うことを原則とする。

(対象工事ごとの入札参加資格要件等)

第8条 対象工事ごとに定める入札参加資格要件及びこの要領に定めのない事項については、小矢部市建設業者選考審議会において決定する。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。